

農業ワーキング・グループ関連

	該当頁
1. 抗体(未製品化)を輸出する際の検疫手続の見直し	1
2. 農業協同組合に対する金融庁検査について	1
3. 休耕田の有効活用	1
4. 施設園芸の内植物工場に関する規制緩和の件	2
5. 農地転用	2
6. 犬猫用の薬剤や動物用医療器具に対する狂牛病に関する牛の製剤の使用していない証明書について	2
7. 農業分野の規制緩和	3
8. 中小企業信用保険制度の対象業種の追加(農業、林業、漁業)	3
9. 中小企業信用保険制度の対象業種の拡大	4
10. 保安林の指定施業要件の緩和	4
11. 保安林の立木伐採許可申請の緩和	4
12. 指定施業要件の変更事務の一本化	5
13. 国産ツーバイフォー部材の活用促進	5
14. 国産ツーバイフォー部材の活用促進	5
15. 国産ツーバイフォー部材の活用促進	5
16. 株式会社による農業参入と農地直接所有の容認	6
17. 耕作放棄地を農地のまま有効活用する場合の手続きの簡略化	6
18. 農業振興地域への携帯電話基地局設置	6
19. 農業振興地域の除外申請承認の迅速化	7
20. 農地転用に伴う提出書類の簡素化	7
21. 携帯電話基地局工事に際して必要な近隣農地等の一時転用手続きの迅速化	7
22. 携帯電話基地局工事に際して必要な近隣農地等の一時転用手続きの標準化	7

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
1	3月22日	5月2日	抗体(未製品化)を輸出する際の検査手続の見直し	<p>【具体的内容】 同一の個体から採取した抗体を同じ国に輸出する場合、2回目以降輸出する抗体が、初回に輸出した抗体と同一であるとの証明書(※輸出企業の代表者による証明書)を添付していれば、動物検疫を不要とするような包括的な手続を導入すべきである。</p> <p>【提案理由】 家畜伝染病予防法第45条では、輸入国政府がその輸入に当たり、家畜の伝染性病原体の病原体をひろげるおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としている動物その他の物について、輸出者が、あらかじめ、家畜防疫官の検査を受け、かつ、輸出検疫証明書の交付を受けなければならないと定めている。 このため、製品化されていない抗体を輸出する際、その都度、検疫を受けなければならないが、検疫願いや試料説明書等を作成しなければならず、事務負担が大きい。 ○ウサギ由来抗体 ・準備書類: インボイス、非該当証明書、検疫願い、試料説明書 ※家畜抗体は血清の構成成分であるとして動物検疫の対象品となるが、例外として、メーカー等により製造され市場流通しているもので、カタログ等から精製品であることが確認できるものは検疫の対象外となる。 ○サル由来抗体 ・準備書類: インボイス、非該当証明書、経産省発行のCITES Export Permit及び輸出承認申請書、Original vet health cert from shipper(必要な場合。AVA Import Permit上に記載の輸入条件による) ・Consigneeにて準備する書類: Import CITES permit、Import AVA permit</p>	日本経済団体連合会	農林水産省
2	3月22日	5月2日	農業協同組合に対する金融庁検査について	<p>3者要請検査による農協検査は、都道府県知事からの要請がないと実施できない。農協の貯金は全国で90兆円であり、未だに農協職員による着服・横領が頻発しているなか、金融庁が自ら機動的に直接検査ができるようにしていただきたい。</p>	個人	農林金融産庁省
3	3月25日	7月9日	休耕田の有効活用	<p>【具体的内容】 休耕田を有効に活用して太陽光発電や風力発電に転用できるように規制・制度の見直しをする。</p> <p>【提案理由】 TPPへの参加等で休耕田の農地としての活用用途は増々少なく農地の持ち主も高齢化により耕作は難しくなっている。 休耕田を有効に太陽光発電、風力発電に転用すれば原子力発電に頼らず環境保護にもなりますので早急に規制・制度の見直しを検討願いたい。</p>	個人	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
4	3月26日	7月9日	施設園芸の内 植物工場に 関する規制緩和 の件	<p>【具体的内容】 施設園芸の内昨今急激に設置が進んでいる「植物工場」に関し、設置する土地地目や建物設置基準、あるいはこれらに関する税制措置の優遇を行うことで、今の流れを将来に活かせる基礎づくりをお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 現在植物工場に関しては明確な基準や指針がないことから、農地に設置するには建築基準法や農地法の関係で設置できる施設はハウス等の簡易な施設に限られており、閉鎖型施設は高額な宅地に設置しなければならない。その上で固定資産税や法人税も優遇措置がなく、植物工場を推進する法人においてはイニシャルやランニングコストを増加させる要因になっている。植物工場の事業を将来的に育成し、政府が目指す食糧自給率の向上や輸出までも視野に入れてこうした取り組みに対して一過性であり一部の方しか利用できない補助金ではなく、税制的優遇や土地利用の緩和措置を推進して頂きたい。</p>	民間企業	農林水産省
5	3月27日	5月2日	農地転用	<p>【具体的内容】 私は、兼業農家である。地方農家は、稲作を全面依頼してみえる農家が大半である。私もその内の一人である。(ほとんどの人が、農家だけでは生活できない) 農地転用は認めないのに、長年、雑種地並の税金(田の30倍以上の固定資産税)を支払っている。矛盾している。愛知県弥富市では、農地転用を認めてくれない。このような場所が多くある。農地転用の規制緩和をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 (1)道路、排水は区分されているので、近隣の耕作には支障をきたさない。 (2)10～15年以上雑種地並の税金を支払っている。(行政側の農地転用追認) (3)現状に回復するには、莫大な費用がかかる。 (4)減反政策するより、土地の有効利用を考えてほしい。</p>	個人	農林水産省
6	3月29日	5月2日	犬猫用の薬剤 や動物用医療 器具に対する狂 牛病に関する牛 の薬剤の使用し ていない証明 書について	<p>【具体的内容】 現在、農林省は犬猫用の薬剤や動物用医療器具に対して、外国から個人輸入をする場合に、狂牛病に関する牛の薬剤の使用していない趣旨の証明書を1ヶ月毎に発行を義務付けているが、これままったく意味ないことである。なぜなら犬猫を人間が食べることはないからである。まして鉗子等の手術用の医療機器にもその証明書の発行を義務づけるとは、まことに滑稽な話である。もう狂牛病自体も沈静化しているし、意味のない大儀名文のない規制は早くやめてもらいたい。現在犬猫の薬剤の多くの治療薬はヨーロッパや米国で発売されており、日本では殆ど入手できない。我々が診断できて、その治療薬が入手できないため、我国では多くの犬猫が治療ができずに死亡している。この現況を農林水産省はどう思っているのか、日本に犬猫は病気にかかったら、救える命も死ねと言うのか……すぐさま撤廃していただきたい。</p> <p>【提案理由】 動物病院を経営する獣医師である。</p>	個人	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
7	4月10日	5月2日	農業分野の規制緩和	新たな雇用機会が生み出されるよう、産業構造の転換を図るため、具体的には、少額資本の農業企業については農業生産法人の要件を廃止ないし緩和すること。	民間団体	農林水産省
8	4月15日	7月9日	中小企業信用保険制度の対象業種の追加 (農業、林業、漁業)	<p>中小企業信用保険制度の対象業種として、農業、林業、漁業を加える。特に、農業等以外の業種の企業が事業の多角化により農業等に進出した場合の農業等関連資金に係る融資を、中小企業信用保険制度の保証対象とする。追加が困難な場合、中小企業信用保険制度と農業信用保証保険制度等の制度間の相互の連携の一層の強化、農業信用保証保険制度等の使い勝手の向上を図る。</p> <p>【提案理由】 現状、農業、林業、漁業は中小企業信用保険制度の対象外であり、業種ごとに農業信用保証保険制度等が別々に存在する。地方では、農業、林業、漁業およびその関連事業は主要かつ重要な産業であり、こうした業種に対する円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加し、制度の一本化を図るべきである。 最近、他の業種の中小企業が農業分野に進出するケースが増えているが、事業用資金は中小企業信用保険制度、農業分野の資金は農業信用保証保険制度と2つの制度を併用しなければならず、煩雑で分かりにくい。業種の追加が困難であれば、行政刷新会議の規制・制度改革委員会報告書(6月24日公表)にもあるとおり、利用者利便の確保のため、同一地域の信用保証協会と農業信用基金協会で常時連絡を取り合い、円滑な保証引受けを実現する体制を構築していただきたい。また、同報告書では、農業信用保証保険制度について、保証対象を実態上制度融資に限定するなど銀行等が活用しづらい、申請の事務手続等が中小保険と異なる等の課題を指摘し、改善するとしている。当協会が実施したアンケートでも以下のような点が問題点として指摘されているため、こうした点も踏まえつつ、使い勝手のよい制度としていただきたい。 (1)多くの地域で、農業信用基金協会の保証対象が国・自治体の制度融資や農協の融資に限定され、銀行のプロパー融資には実態として利用できないケースがある。(2)信用保証協会と比較して無担保枠が小さい。 (3)銀行が基金協会を利用する場合、事前に「交付金」、事後(代弁発生時等)に「拠出金」を負担する必要があるが、それぞれ都道府県により制度内容が異なり、管理が煩雑。</p>	全国地方銀行協会	経農林産水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
9	4月16日	7月9日	中小企業信用 保険制度の対象業種の拡大	<p>農業等以外の業種の企業が事業の多角化により農業等に進出した場合の農業等関連資金に係る融資を、中小企業信用保険制度の保証対象とする。</p> <p>【提案理由】 近年、生産のみならず加工・販売までを自ら行う企業的農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金を調達するための信用補完制度として中小企業信用保険制度を利用することができず、資金調達に支障を来しているケースが見受けられる。農業分野に関する信用補完制度としては、農業信用保証保険制度があるが、農協以外の金融機関では本制度の取扱いが十分普及しているとはいえない状況にあり、また、企業的農業経営においては、仕入れ・加工・販売時に農協と競合することなどから、農協から融資を受けることも難しく、金融機関を自由に選択する余地が少なくなっている。</p> <p>平成24年7月31日に閣議決定された日本再生戦略において、農林漁業分野の再生・活性化が重点課題の一つとして掲げられている中、中小企業が新たに農業分野に進出する際に円滑な資金調達が行えるよう環境を整備することは、政府の施策にも合致するものであり、中小企業が農業等に進出する場合に必要な資金に係る融資については、中小企業信用保険制度の保証対象としていただくことが利用者利便、ひいては、地域経済の活性化に資すると考える。</p>	全国信用金庫協会 信金中央金庫	農林水産省 経済産業省
10	3月22日	5月2日	保安林の指定 施業要件の緩和	<p>択伐の場合、植栽指定を緩和し、天然更新が可能なものとする。</p> <p>【提案理由】 保安林を伐採した場合、法34条の4により、植栽の義務が生じ、法施行令第4条のとおり指定施業要件として、「伐採の方法」「伐採の限度」「植栽」について定められる。択伐の場合、掻き起こしによる天然更新が行うことができる場合（つまり天然更新が経験的に確実である場合）については、植栽を行ったものと見做すこととする又は天然更新の可能性について一定期間成林状況を観察することができることとすることが求められる。これにより、択伐後の低コストでの持続可能な施業の確立に資することができる。</p>	三井物産株式会社	農林水産省
11	3月22日	5月2日	保安林の立木 伐採許可申請の緩和	<p>保安林の皆伐の申請期間を、毎年2、6、9、12月の公表のあった日の30日以内から伐採を開始する日の30日前までに変更する。</p> <p>【提案理由】 保安林の立木伐採許可は皆伐の場合、令第4条の2第2項及び第3項に規定のとおり、2、6、9、12月の公表のあった日から30日以内に、都道府県知事へ申請しなければならないが、申請の時期が3ヶ月おきとなるため、労務の都合や需給の調整においてフレキシブルな対応が困難である。これを、択伐及び間伐の立木伐採許可と同様、伐採を開始する日の30日前までとすることに緩和されたい。</p>	三井物産株式会社	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
12	3月22日	5月2日	指定施業要件 の変更事務の 一本化	<p>森林・林業基本法の改正等に伴う指定施業要件の緩和が行われた場合に、都道府県知事等の職権により一括変更を行う。</p> <p>【提案理由】 保安林の指定施業要件の変更は、保安林の指定目的に支障を及ぼすことがないと認められた場合、変更することができる。森林・林業基本法の改正等に伴い、指定施業要件の緩和が行われた場合には、樹種や伐採率のなどの要件の変更については、所有者側からの申請なしに、都道府県知事の職権による一括の要件の緩和措置ができないものか。</p>	三井物産株式会社	農林水産省
13	3月22日	5月2日	国産ツーバイ フォー部材の活 用促進	<p>MSR製材規格の製材規格の導入運用の整備</p> <p>【提案理由】 枠組み壁工法製材のJAS規格において甲種、乙種の目視区分はあるものの、共通して年輪幅6mm以上の基準があるため不合格となる製材が多い。一方、年輪幅に寄与しない規格としてMSR製材が定められており、これを採用することで目視区分では不合格となる製材も使用可能となる場合がある。これにより歩留りの効率改善を図れる為、グレーディングマシンの設定方法、ヤング係数、曲げ強度の適用方法等導入する際の具体的な整備が必要である。</p>	三井物産株式会社	農林水産省
14	3月22日	5月2日	国産ツーバイ フォー部材の活 用促進	<p>MSR製材規格の規定範囲拡大</p> <p>【提案理由】 上記の現行のJASの運用整備に加えて、現状定められているMSRの強度規定範囲の拡大を提案する。「スキ」を例にとると、強度性能に地域性が存在し、全国的に見ればデータのばらつきが顕著である。これらを含める強度区分としなければ、MCR製材の運用整備をしても区分外の材が発生することが予想され、結局不合格材の率が改善されない。よって、強度規定範囲の下限の拡大を提案する。</p>	三井物産株式会社	農林水産省
15	3月22日	5月2日	国産ツーバイ フォー部材の活 用促進	<p>JASたて継ぎ材におけるMSRIによる格付けの新設</p> <p>【提案理由】 枠組壁工法たて継ぎ材の規格の中には、MSRIによる規格が存在しない。多く流通している原木の長さや枠組壁工法のたて継ぎ材の関係でいえば、0.6m、1.6m等の端材発生は逃れられない。それを有効活用するためにはたて継ぎ材の技術が不可欠となってくる。MSR材の流通が一般的になってくれば、たて継ぎ材のMSR企画も必要になってくると考えられ、MSRIによる格付け新設を提案する。</p>	三井物産株式会社	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の所管官庁
16	5月15日	6月6日	株式会社による農業参入と農地直接所有の容認	<p>農業を大規模化し生産性・収益性を高めるため、農業生産法人を設立することなく株式会社による農業への直接参入や農地の直接所有を認めること。</p> <p>(注)農業生産法人とは農地の所有を認められた法人で、全国に12,817社ある。このうち株式会社が農業生産法人を設立した数は2,648社(平成24年1月1日現在)。 (注)平成21年の農地法改正により、株式会社もリース方式であれば、その農地を所在する市町村の農業委員会の許可を得て、農地を借りられるようになっている(農地法第3条)。</p>	日本商工会議所	農林水産省
17	5月15日	6月6日	耕作放棄地を農地のまま有効活用する場合の手続きの簡略化	<p>農地の所有者でない者が耕作放棄地を賃借して、農地を農地のまま有効利用する場合、現行制度では住民説明会の開催や農業委員会の了承等を得るなどの煩雑な手続きを簡略化すること。</p> <p>(注)耕作放棄地:以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地のこと。(※参考までに「休耕地」とは、耕作の意思はあるが、生産調整などにより作付していない状態のこと。なお休耕地を利用して野菜などコメ以外の作物を栽培することは可能) ※農業とは、土地を使って何かしらの作物を栽培し、水や肥料を与える等の管理をしていれば、全て農業と認められる(明確な定義は存在しない)。 (注)個人や法人が、農地を売買又は賃借するためには、その農地を所在する市町村の農業委員会の許可(農地法第3条)が必要。(許可の要件は下記①～③) ①農地のすべてを効率的に利用すること 機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていることが必要 ②一定の面積を経営すること ※この面積は、地域の実情に応じて、市町村の農業委員会が引き下げることが可能となっている ③周辺の農地利用に支障がないこと 水利調整に参加しない無農業栽培の取組が行われている地域で農業を使用するなどの行為をしないこと (注)全国の耕作放棄地面積28.7万haのうち、農地として利用可能な耕作放棄地は15.1万haある。(「耕作放棄地の現状について」平成23年3月農林水産省)</p>	日本商工会議所	農林水産省
18	6月10日	7月11日	農業振興地域への携帯電話基地局設置	<p>GPL(電柱タイプ)の携帯電話基地局など、農業の支障にならない規模の基地局は除外できるようにする等、農業振興地域の除外申請に関する基準を定め、各自治体に周知すべきである。</p> <p>【提案理由】 農業振興地域への携帯電話基地局設置について、一部の市町村が農業振興地域の除外を認めていない。携帯電話基地局が公共性の高い施設であることをふまえ、一定の規模以下であれば設置を認めるべきである。</p>	民間企業	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
19	6月10日	7月11日	農業振興地域の除外申請承認の迅速化	<p>農業振興地域においても携帯電話基地局の迅速な設置が可能となるよう、農業振興地域の除外申請に関する基準を定め、各自治体に周知すべきである。</p> <p>【提案理由】 農業振興地域の除外申請は、各市町村の設置する審議会等で審議のうえで承認されるが、開催頻度が年2回の市町村が多く、携帯電話基地局の建設が半年以上行えない場合がある(市町村によっては事後承認で可としているところもある)。携帯電話基地局整備の公共性に鑑み、農業振興地域においても迅速な設置ができるようにすべきである。</p>	民間企業	農林水産省
20	6月10日	7月11日	農地転用に伴う提出書類の簡素化	<p>携帯電話基地局の設置を目的とした農地転用許可の申請者が、一定の信用のある企業(携帯電話事業者およびその受託事業者など)であることが明らかである場合には、法人の登記事項証明書・定款の写し・残高証明書などの添付を省略できるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 農地転用の許可申請時、法人の登記事項証明書・定款の写し・転用に必要な資力を確認する書面(残高証明書等)などを毎回添付しなければならない。 携帯電話基地局の設置は、一定の信用のある企業が行うものであるため、農地転用許可申請の際の毎回の書類添付は、申請側・許可側の両方にとって無駄ではないか。</p>	民間企業	農林水産省
21	6月10日	7月11日	携帯電話基地局工事に際して必要な近隣農地等の一時転用手続きの迅速化	<p>携帯電話基地局自体の農地転用が許可済である場合など、基地局工事のための近隣農地の一時転用であることが明らか場合には、審査の省略など、工事の迅速化に資する改善を検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 携帯電話基地局を建設する際、その資材置き場確保などの目的で、近隣農地の一時転用申請を行う場合があるが、その手続きが煩雑で、かつ審査の時間がかかる(1ヶ月未満の工事に手続きが3ヶ月など)ため、携帯電話基地局の建設が速やかに行えない。</p>	民間企業	農林水産省
22	6月10日	7月11日	携帯電話基地局工事に際して必要な近隣農地等の一時転用手続きの標準化	<p>農地一時転用について、提出書類および対応の標準化を推進することにより、事業者負担の軽減を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 農地内での携帯電話基地局工事の際、資材置き場を確保するために農地一時転用申請を行うが、市町村により提出書類や対応(書類のみでよい市町村や、ヒアリングがある市町村等)に違いがあり、事業者側に無駄な手間がかかっている。</p>	民間企業	農林水産省